

## アカミミガメ対策推進プロジェクト

### 1. 経緯

- 平成 17 年、外来生物法の制定当初、特定外来生物の第一次指定のうちの一つとしてアカミミガメについても検討されたが、被害に係る一定の知見があったものの、野外での繁殖確認事例が少ないことや、大量に飼育されており指定による大量遺棄、代替カメ類の輸入増大等の懸念から、指定の適否について検討することとされた。
- その後、野外での繁殖確認事例の増加や在来水草の採食、ニホンイシガメとの競合、農業被害等が指摘されるようになり、平成 27 年に環境省及び農林水産省で作成した「生態系被害防止外来種リスト」において「緊急対策外来種」に位置づけられた。また、「外来種被害防止行動計画」において、「大量に野外に放たれること等の影響が生じないよう配慮した対策を行った上で段階的な規制を行い、まずはこれ以上新たに入れないような取組について検討することが必要」とされた。
- 一方で、依然としてペットとして大量に飼育されている現状があるため、野外への遺棄の防止、野外における防除等を総合的に実施していくための「アカミミガメ対策推進プロジェクト」を進めていくこととした。

### 2. 実施内容

#### ・ 調査・計画プロジェクト（影響緩和の技術確立と計画策定）

アカミミガメの生態や生息状況の把握。また、アカミミガメによる悪影響や、影響が生じている又は生じやすい地域・生態系の把握。防除技術の試行。モデル地域において防除体制・役割分担等を含めた防除計画を策定。

#### ・ 3原則プロジェクト（終生飼養の推進）

アカミミガメ飼養の在り方の認識を向上させ、野外個体の人為による増加・移動の回避のため、終生飼養を呼びかけるためのポスター、チラシ、野外観察会等のイベント等で活用するための普及啓発ツール（ピクチャーカード、かめぐるみ）、小学校高学年用の教材等を作成。

#### ・ 規制検討プロジェクト（段階的な規制）

捨てガメが生じないよう、十分な周知期間を確保した上で、輸入及び飼養等を段階的に規制する方法を検討。

#### ・ 防除プロジェクト（野外からの排除）

調査・計画プロジェクトを踏まえ防除の体制等を構築し、国、自治体、市民団体、個人等の協力による広域的な防除を目指すもの。防除の手引きを策定・試行。交付金による地域の取組の活性化。

# アカミミガメ対策推進プロジェクト

## アカミミガメ対策の目指す方向

国外からの導入のストップ	業者による海外からの輸入がなくなることで、個人等の新規個体確保がなくなる
「捨てガメ=ゼロ」と「終生飼養」	個人が飼養している個体及び業者が保管している個体について、捨てガメ、逸出を防ぐための適正な飼育等が進むことで、野外への導入がなくなる
防除の推進	国内の必要な場所において野外個体の防除が進み、アカミミガメ個体群が縮小する
生態系の再生	アカミミガメの低密度化、地域根絶により、地域や我が国の生態系が再生へ向かっていく
理解の向上	再生された生態系を享受することでアカミミガメ対策を含む外来種対策の重要性の理解が深まる

## 実現に向けた4つのプロジェクト

◆アカミミガメによる生態系等への悪影響のない(小さい)社会を実現するため、国、地方自治体、民間団体、国民一人一人等が責任を持ち、協力、役割分担の下で防除等を進めることが必要。

◆以下の4つのプロジェクトを進めることで実現を目指す。

調査・計画プロジェクト (影響緩和の技術確立と計画策定)	アカミミガメの生息状況、悪影響、影響が生じている又は生じやすい地域・生態系の把握。防除の技術及び体制等について、モデル事業による検討の上、役割分担等を含めた計画の策定。
3原則プロジェクト (終生飼養の推進)	我が国におけるアカミミガメ飼養のあり方の認識を向上させ、アカミミガメ野外個体の人為による増加・移動の回避。 (※3原則= 入れない、捨てない、拡げない)
規制検討プロジェクト (段階的な規制)	十分な周知期間を確保した上で、輸入及び飼養等について、捨てガメが生じないような段階的な規制を検討。アカミミガメ以外の淡水ガメの規制についても合わせて検討する。
防除プロジェクト (野外からの排除)	調査・計画プロジェクトを踏まえた防除の体制等を構築し、国、自治体、市民団体、個人等の協力による広域的な防除を推進。

◆平成27年度に、事前の調査として、アカミミガメによる生態系影響、全国の生息状況の推計、流通量の調査等を実施する。それらを踏まえ、平成28年度からモデル事業を実施予定。

身近な外来生物問題の認識・理解・行動  
地域の魅力の認識・理解・行動

本来の生態系の回復による地域の魅力の向上